

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の懲戒の方法及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬の額（給料に相当するものに限る。））の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、停職の期間中も、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中は、いかなる給与も支給されない。

(裁判所に係属中の懲戒)

第5条 懲戒に付されるべき事件が、刑事裁判に係属する間においても、必要があるときは、同一事件について懲戒することができる。

(実施規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。